

電源接続案件一括検討プロセスの手続等に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	項目・ページ番号等	意見・質問等	本機関回答
1	電源接続案件一括検討プロセスについて	今回意見募集の対象である電源接続案件一括検討プロセスは、東北北部エリアにも適用されるのか。	電源接続案件一括検討プロセスについては、電源接続案件一括検討プロセスに関する業務規程及び送配電等業務指針の変更の施行日以降、新たな系統接続を行う場合に適用されます。 現在実施中の電源接続案件募集プロセスについては、既に募集要領等に基づき、多くの連系希望者が同意の上、手続き等が進捗していることから、これらに遡及して一括検討プロセスを適用することはありません。
2	電源接続案件一括検討プロセスについて	仮に適用されるとすれば、その時期はいつ頃を想定したものか。	なお、東北北部エリア募集プロセスの完了以降に東北北部エリアにおいて新たに系統接続する場合は、一括検討プロセスが実施される場合があります。 【参考】業務規程及び送配電等業務指針の変更案の意見募集に伴うお知らせ http://www.occto.or.jp/access/oshirase/2019/files/2200526_tekiyou_kangaekata.pdf
3	電源接続案件一括検討プロセスについて	東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスでは入札により、多額の工事費負担金の支払いを条件に電源接続が認められたが、電源接続案件一括検討プロセスに基づく負担は金額面においてバランスがとれたものか。	電源接続案件一括検討プロセスは、全ての系統連系希望者を、同一負担金単価（各発電設備等の最大受電電力比による按分）とし受益に応じた負担を求めることとしております。 なお、電源接続案件募集プロセスについては、入札により優先連系順位を決定していたことから、入札対象工事に対しては事業者の入札単価に応じた負担を求めています。 【参考】第36回広域系統整備委員会資料1-(2)「(長期方針)効率的なアクセス業務の在り方について」 https://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/2018/files/seibi_36_01_02.pdf
4	工事費負担金契約の入金について	地方公営企業法の適用を受ける行政機関の場合、前金払は地方公営企業法施行令第21条の7第1項第2号により支払うこととなるが、行政実例により、当該前金払は年度を超えて支出することが出来ないことから、事業が複数年に渡る場合、工事費負担金の入金は年度単位の出来高による分割払いを標準とされたい。	連系等に必要なが工事が長期にわたる場合には、工事費負担金を一括して支払うことは系統連系希望者の負担が大きくなることから、送配電業務指針第103条第3項において、「必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる」とし、工事設計・発注などの工程ごとの切り分けを検討のうえ、工事工程単位での分割払いを行うことが可能となっております。 ただし、分割払いについては、共同負担設備において支払いの滞った事業者が発生した場合の工期遅れなど他の連系希望者への影響を回避するため、事業者ごとに支払い条件の協議が必要となっており、分割払いに応じられない場合もあります。このため分割払いを標準とはしておりません。 分割払いを希望される場合には、一般送配電事業者とその都度協議していただくようお願いいたします。 【参考】送配電等業務指針第103条第3項に基づき、工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/files/181214_koujifutankin_sankou.pdf 【参考】なるほどグリッド「系統接続に関する事例集について」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/02_jirei.html#answer02

項番	項目・ページ番号等	意見・質問等	本機関回答
5	設備部分の差異に応じた負担金契約の分離	共用設備部分と自社単独の設備の部分において、負担金契約を分離する方法はないか。	送配電業務指針第103条第3項において、「必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる」としていることから、本機関は、共用設備部分と自社単独の設備の部分に対する工事費負担金契約の分割を妨げるものではありません。 なお、ご意見の趣旨が分割払いを行うことを目的としたお尋ねであれば、前項の分割払いに関する回答のとおりとなります。
6	工事費負担金契約の入金について	東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスでは、分割払いの条件として保証書のほか証明書類として予算の議決証明、決算書の提出を求められたが、電源接続案件一括検討プロセスにおいて、行政機関に対しては証明書類を免除されたい。	『送配電等業務指針第103条第3項に基づく「工事費負担金の支払い条件の変更に応じる」場合の考え方について』では、分割払いについて、共同負担の場合には、金融機関の債務保証等により、他事業者に影響がないことを担保するとしております。 具体的に必要とする書類は、他事業者に影響がないことを原則として、一般送配電事業者と都度協議していただくようお願いいたします。 【参考】工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/files/181214_koujifutankin_sankou.pdf 【参考】なるほどグリッド「系統接続に関する事例集について」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/02_jirei.html#answer02
7	負担金工事の分割払いの条件の明確化	他社との共用となる箇所の負担金工事の分割払いの条件については、予め明確化していただきたい。遅くとも保証金入金の前までに具体的な条件を示していただきたい。	他社との共用となる箇所の工事費負担金工事の分割払いの条件については、分割払いが工事工程ごとに分割することとしていることから、具体的な工事が確定する必要があります。 ご指摘の保証金入金前は、他社の辞退による工事内容の変更等により工事が確定しないことから、具体的な条件をお示しすることができません。
8	プロセス完了後に締結する契約	一括検討プロセスおよび、完了後の手続きで締結する契約については、遅くとも保証金入金の前までに1stドラフトについて開示され、契約内容の確認ができるルールとしてほしい。具体的には「工事費負担金補償契約」や「負担金契約のご案内」等。	電源接続案件一括検討プロセスにおいて、プロセス中に締結する契約に関する基本的な事項を定め、一般送配電事業者のウェブサイト等にて公表いたします。詳細は一般送配電事業者にお問い合わせください。
9	工事費負担金補償契約における、一般負担額の補償対象からの削除	工事費負担金補償契約については、一般負担額も全額補償対象とするのではなく、受益者負担の原則で、NWや広く系統利用者が受益を得る部分については、補償対象外としていただきたい。	電源接続案件一括検討プロセスにおける工事費負担金補償契約では、一般負担額を補償の対象外としております。 詳細は「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」の7.1(7)をご参照ください。
10	申込済み接続検討内容の変更	募集プロセスでは、開始後から完了まで非常に長期に渡るが、負担金契約締結まで、当初申し込んだ接続検討の内容からの一切の変更を認められていない。一方で、長期に渡る手続きの中で、風車機種の変更(当初計画風車のメーカー都合による供給停止)や、接続検討結果を踏まえた連系方法の改善等の余地を与えていただきたい。具体的には、負担金工事においては、プロセスの途中であっても、①他社の負担金工事内容に影響を与えない範囲であって、かつ、②「再接続検討の要否確認」を行い、「再接続検討不要」となった場合には、一括検討プロセスにおける「再接続検討」や、契約申込時に、検討申込内容の変更を認めていただきたい。	発電設備等の仕様変更は、他の応募者への検討結果に影響を与える虞があり、その場合再検討を行う必要がある等プロセスが長期化する要因となる可能性があることから、原則できないことになっています。しかしながら、一般送配電事業者が、他の応募者の接続検討回答その他プロセスに影響を与えないことが明らかであると判断した場合には変更可能となります。

項番	項目・ページ番号等	意見・質問等	本機関回答
11	洋上風力発電における非効率な系統設備の形成の恐れ	<p>洋上風力においては、海洋再エネ法による公募手続きを経て海域の占用の権利を得る手続きとなっている一方で、公募実施の要件として系統連系枠の確保が求められている。</p> <p>つきましては、公募に向けて同一海域にて複数の公募参加予定者（並びに公募主催者である国）による系統連系申し込みが行われる可能性が予見されます。</p> <p>一方で、同一海域で系統枠が重複して確保された場合には、海域公募の結果、活用されない系統が生じることになります。</p> <p>これは、一括検討プロセスによる効率的な系統設備の形成とは相反するものであるため、対応策についてご検討いただきたい。</p> <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一海域別事業者（および国）の申し込みがあった場合の申し込み事業者同士への情報提供の在り方の検討 ・同一海域別事業者の申し込みがあった場合で、双方が合意すれば両社で1つの系統を共同負担するスキームの検討 	<p>経済産業省・資源エネルギー庁において、国が再エネ海域利用法に基づき促進区域の指定を行うに際して、系統連系希望者等による系統確保に依拠することなく、望ましい容量をプッシュ型であらかじめ確保することで効率的な洋上風力の導入を促す仕組みが必要とされています。そのため、洋上風力の導入に伴い系統増強が必要であれば、電源接続案件一括検討プロセスに移行する等、両プロセスの連動について今後検討するという方向性が示されております。</p> <p>引き続き電源接続案件一括検討プロセスと再エネ海域利用法に基づくプロセスの連動について、国と連携を図りながら検討を進めてまいります。</p> <p>【参考】総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 中間整理 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/datsu_tansoka/pdf/20190730_report.pdf</p>